

『空き家等の管理』に困っていませんか！

～空き家等を見回り・点検し、不安を軽減します～

当センターでは、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりに寄与するため、令和元年 12 月 1 日から空き家等の所有者等に代わって管理のお手伝いをする「空き家等管理事業」を行っています。

空き家等の管理にお困りの方は、当センターまで気軽にご相談ください。

料金：2,600 円_(税込み)／1 回

建物や敷地等の状況を目視で点検し、報告します。

主な作業内容

- ・建物等の状態（玄関、土台、外壁、雨戸・窓ガラス、エアコン室外機、雨樋、屋根など）
- ・敷地の状態（草木の繁茂の状況、水道メーターの状況、不法投棄、落書き・いたずら、塀・垣根、フェンスなど）
- ・郵便受けの状況
- ・報告書（写真付き）の作成・送付

オプション_(別途料金、別途申込必要)

- ・除草、庭木の剪定、庭木・草花などの散水、屋外の清掃、空き地の見回り

受注方法

- ・電話、FAX、メール等



管理対象物件の条件

- ・市内に所在する「空き家」等であること。
- ・建物及びその土地の所有者すべての承諾が得られている物件であること。
- ・一戸建て等の独立した物件であること。

※老朽化が著しいもの、大規模な修繕が必要なものを除く。

公益社団法人 三木市シルバー人材センター
兵庫県三木市府内町 10 番 9 号

TEL : 0794-82-0600 FAX : 0794-83-5440

E-mail : mikisc@sjc.ne.jp

空き家等管理事業請書（内容確認書）

- 1 管理物件地 ・ 三木市 _____
- 2 所有者との関係 ・ 本人 ・ 相続人 ・ その他 (_____)
- 3 業務内容 ・ 目視による点検箇所の確認票参照(裏面)
・ オプション作業（剪定、除草、清掃、水やり、空き地の見守り等）を希望される場合は、別途お申し出ください。別途見積りをさせていただきます。
- 4 利用料金 ・ 一回当たり ¥2,600 円(消費税等を含む)
- 5 支払方法 ・ 請求書送付後、2 週間以内に指定銀行口座に振込。
・ 振込手数料は、お客様のご負担でお願いしています。
- 6 トラブル等 ・ 近隣トラブル…なし、親族間トラブル…なし
- 7 権利変動 ・ 当該物件の権利関係が変動した場合は、速やかにご連絡ください。
- 8 消費税 ・ 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正により、税額等に変動のあった場合でも利用料金は変わりません。
- 9 賠償責任 ・ 見回り時に生じた軽微な傷（扉開閉のこすれ等）及び経年劣化と思われる傷（蝶番はずれ、コンクリート割れ等）に対する賠償責任は負いません。
・ 会員による故意または過失がある場合を除き、賠償責任は負いません。
- 10 注意事項 ・ 郵便物の転送届がお済でない方は、お届けをお願いします。

令和 年 月 日

発注者

氏 名 _____ 印

住 所 _____

電 話 _____

受託者

氏 名 公益社団法人 三木市シルバー人材センター

理事長 森 本 敏 印

所在地 三木市府内町 10 番 9 号

電 話 0794-82-0600

目視による点検箇所の確認票

※下記の点検箇所において、点検の必要な項目にチェック(✓)をお願いします。

点検内容

点 検 箇 所	点検の可否 (✓欄)	点 検 事 項
建 物 外 部		玄関等の施錠の状況
		土台等の明らかな異常
		外壁のひび割れ、亀裂
		雨戸・窓ガラスの損傷
		エアコン室外機の状況
		雨樋の状況（地上から目視）
		屋根の状況（地上から目視）
敷 地 内 (庭・外回り)		庭木繁茂の状況
		雑草繁茂の状況
		水道メーターの状況
		不法投棄
		落書き、いたずらの状況
		塀・垣根の状況
		フェンスの状況
郵 便 受 け		破損
		郵便物、チラシ等
そ の 他		

点検時期・点検回数
をご記入ください。

____月 上旬 ・ 中旬 ・ 下旬

____月 上旬 ・ 中旬 ・ 下旬

____月 上旬 ・ 中旬 ・ 下旬 (年間点検回数 回)